



平成 20 年 12 月 19 日

各 位

会 社 名 東亜ディーケーケー株式会社
代表者名 代表取締役社長 佐々木 輝男
(コード番号 6848 東証第2部)
問合せ先 取締役管理本部長 玉井 亨
(TEL 03-3202-0210)

特定大気常時監視装置の入札に係る行政処分について

当社は、平成 16 年 6 月 10 日から平成 20 年 4 月 7 日までの間、国の機関及び地方公共団体が発注する「特定大気常時監視自動計測器」の入札等において独占禁止法第 3 条（不当な取引制限の禁止）に違反する行為を行っていたとして、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。株主様を始め関係各方面に多大なご迷惑をおかけしましたことを、衷心よりお詫び申し上げます。

当社および全グループ社員は、同命令を厳粛に受け止め、再発防止の徹底に全力を傾注してまいります。

記

1. 再発防止策について

当社はこれまで、グループ内のコンプライアンスの徹底を図るべく、関連諸規定を整備するとともに、企業行動憲章・行動規範ガイドブック(コンプライアンスガイドライン)を作成、説明会並びに研修会を実施するほか、定期的にコンプライアンス委員会を開催してまいりました。

当社はこの度の事態を厳粛に受け止め、改めて、当社グループにおいて法令(独占禁止法)遵守状況の社内調査を行い、本件以降は、違反行為を行っていないことを再確認するとともに、今後とも公正かつ自主的な受注活動を行うことを 11 月 14 日開催の取締役会において決議いたしました。また、その旨関係する官公庁、販売取扱店、同業他社、全グループ社員に周知し、以下の諸施策を講じ徹底した再発防止に努めてまいります。

- (1) 経営陣自ら先頭に立った法令遵守意識の再確認
- (2) 全グループ社員に対する法令遵守意識の浸透、教育の徹底
- (3) 責任権限と組織体制の見直し
- (4) 厳正な営業活動確保のための監視

2. 社内処分について

当社は、本件行政処分を受けたことに伴い、企業の社会的責任に鑑み、12 月 19 日付で、経営者及び関係社員に対する社内処分を以下のとおり実施いたしました。

処分内容

代表取締役会長	山下 直	減俸 20%、2ヶ月
代表取締役社長	佐々木 輝男	同上
相談役	山崎 正知	同上

他の取締役に対しては減俸または訓戒処分とし、関係社員につきましては就業規則に基づき懲戒(減給)といたしました。

以 上